

平成17年3月18日

三次市長 吉岡 広小路 様

三次市行政チェック市民会議

会長 野 原 建 一

平成16年度三次市行政チェック市民会議からの提言

当市民会議は、平成17年2月8日に発足して以来、2回の会議を開き、平成16年度に三次市が実施された行政評価について外部評価を行いました。

このたび別添のとおり評価結果をまとめましたので、ここに提言します。

〈三次市行政チェック市民会議〉

会 長 野 原 建 一

副会長 西 川 訓 司

委 員 小 田 弘 喜

委 員 佐々木 一

委 員 白 川 志 保

委 員 高 丸 恭仁子

委 員 永 宗 恵美子

委 員 信 佐 侑

委 員 平 野 嘉 之

委 員 藤 田 恒 造

(順不同)

2004年度（平成16年度）

三次市行政チェック市民会議からの提言

2005年（平成17年）3月18日

三次市行政チェック市民会議

1 はじめに

三次市行政チェック市民会議は、平成16年度に三次市が実施した181事務事業の行政チェックの中から、当市民会議が任意に選んだ22の事務事業について、市民の視点・第三者の視点などの多様な視点での再チェックを行いました。

また、今後の三次市の行政評価システム「The 行政チェック」のあり方についても審議しました。以下に、当市民会議での審議結果を示します。

2 外部評価の対象事業

今年度の外部評価対象事業として、当市民会議が任意に選定した事務事業は次の22件です。

- (1) 奥田元宋・小由女美術館建設事業
- (2) ビデオライブラリー制作及び活用事業
- (3) 美術館財団法人設立運営事業（基本財産造成、教育普及事業）
- (4) CATV施設整備事業
- (5) 観光情報等発信事業
- (6) アグリフロンティア支援事業
- (7) 三次市有害鳥獣駆除活動補助金
- (8) イノシシ被害防護柵設置事業補助金
- (9) 三次市有害鳥獣捕獲補助金
- (10) 新規産業創出・ベンチャー育成事業
- (11) 商店街活性化支援事業
- (12) みよし運動公園整備事業（用地取得）
- (13) みよし運動公園整備事業（テニスコート・測量・設計・コート整備）
- (14) 延長保育事業
- (15) 地域子育て支援センター運営事業
- (16) 保育所地域開放事業
- (17) 子育てサポート事業
- (18) 病後児保育事業

- (19) 自治振興区活動費補助事業
- (20) 江の川カヌー公園さくぎ利用促進事業
- (21) みわ保健センター建設・運営事業
- (22) ジミーカーターシビックセンタープラネタリウム事業

3 事務事業チェックの結果

事務事業チェックの結果は次のとおりです。

- (1) 奥田元宋・小由女美術館建設事業（奥田元宋・小由女美術館建設事業、ビデオライブラリー制作及び活用事業、美術館財団法人設立運営事業）

新市共有の財産となる奥田元宋・小由女美術館ですが、未だに旧三次市の企画発案でできあがったという意識が市民に根強く、市民参画度が低い状況です。

平成17年度は開館に向けての正念場であり、早急に「市民全員の美術館である」「市民が創りあげていく文化である」という意識を高め、内外の来館者を市民全体でおもてなししようとする雰囲気をつくる必要があります。そのため市民への啓発やボランティアスタッフの育成は積極的に行うべきですが、一方で、美術館の客層は非常に限定的であることを考えると、交流人口等、過大な集客見込みをたてることがないようにする必要があります。

- (2) 観光情報等発信事業

広島テレビで放映している「きんさい！みよし」については、市民の認知度が低く、投資に見合う広報効果が得られているのか疑問です。

本事業の効果を全面的に見直すとともに、特にその中で、観光情報に限定することなく、必要な行政情報の提供について検討するなど、魅力ある番組づくりを行うための工夫が必要です。

- (3) CATV施設整備事業

加入獲得が進んでおらず、現状では、行政側の思いに比べて市民の関心は冷めていると言わざるを得ません。

CATVのメリットとしてコミュニティチャンネル（地域情報番組）のみが

あげられますが、その他の機能など「CATVは便利なものである」という売り込みが市民に伝わっていない感があります。また、CATVは市民がつくり、市民が出演する「市民のテレビ局である」という、市民が愛着をもてるような働きかけが必要であり、そのための広報・啓発は引き続き積極的に行う必要があります。

(4) アグリフロンティア支援事業及び有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除活動補助金、イノシシ被害防護柵設置事業補助金、有害鳥獣捕獲補助金）

合併前の旧三次市のふるさと農林業創造プランに基づく各種事業については、特に旧町村地域の住民には、補助事業の存在自体がほとんど知られていないため、制度の周知を積極的に行う必要があります。

(5) 新規産業創出・ベンチャー育成事業

利用者が少なく、せっかくの制度が活用されていません。その要因として「手続きが複雑」「事業主・関係団体へのPR不足」「規制が多く対象者が限定されている」等が考えられます。利用が少ないことの要因を検証し、制度を改善する必要があります。改善の一方策として、「事業費100万円以上」の下限額を引き下げるなど、三次地域の事業者の実情を踏まえ、対象者の間口を広げる方向での検討が必要と考えます。

(6) 商店街活性化支援事業

平成15年度に旧三次市において制度創設されましたが、利用がなかったため現在は保留（16年度予算措置なし）している事業です。制度は評価できますが、運用上の問題があります。合併後の旧町村地域の商工会・商店街などの実態調査を行う中で、ニーズに応じて再度の事業化を検討してください。

なお、本事業に限らず、事業の周知・PRが不足している感があるので、商工会議所・商工会など関係団体への情報提供が必要です。

(7) みよし運動公園整備事業（用地取得、テニスコート・測量・設計・コート整備）

既存体育施設（カルチャーセンター、市営球場、陸上競技場等）との使い分けを明確にするとともに、そのことを広く市民に説明する必要があります。

また、このような大規模事業については、市民の関心は「利用度」や「維持管理費」に集まることから、利用計画についても広く公表し、説明責任を果たしてください。

(8) 子育て支援事業（延長保育事業、地域子育て支援センター運営事業、保育所地域開放事業、子育てサポート事業、病後児保育）

高いレベルでの子育て支援事業を実施されていることについては評価できます。また、子育て支援を通じて、中山間地域における人口減少抑止の効果も期待できることから、今後も継続的に推進するべきです。

全体的な気づきとして、担当職員が保育現場の実態を正確に把握しているか、また逆に、トップの意向（マニフェスト等の目的意識）が保育現場の職員や子育て支援局の担当職員と共有されているのかを再度検証すること、そして、各種の子育て支援事業を実施することだけで自己満足することなく、各種事業のサービスの受け手である保護者やボランティアスタッフなどの満足度を確認し、事業の発展・改善につなげる必要があります。

(9) 自治振興区活動費補助金

地域の知恵・創意工夫をいかすためには、基本的には自治活動への行政の関与はなくすべきです。とは言え、既に自治活動が盛んな地域とそうでない地域との差が大きいため、自治活動の初期や盛んでない地域については行政の支援が必要です。

行政は、自治振興区への関与をどのようにしていくのかを明確に示す必要がありますが、基本的な行政の役割として、一自治振興区だけでは解決しがたい広域的課題（自治振興区への情報提供、自治活動への女性・若者の参加促進、地域リーダーの育成・研修会開催など）への対応を担うべきと考えます。そして住民は、行政に頼り過ぎることなく自主的な活動を行うことが必要です。

また、この事業については、行政がこの補助金を自治振興区にどのように使

ってほしいのか、税金で補助すること自体の適否も含めて、しっかりと議論することが必要です。

(10) 江の川さくぎカヌー公園利用促進事業

本施設の運用目的をどのように考えているのか明確にし、今後の運用形態も、その目的に応じて民間委託か公営か等を検討するべきです。

なお、成果目標としては「来客の増加」に絞って事業を展開するほうが効果的であり、「利用料収入」は必然的に付随するものと考えます。

(11) みわ保健センター建設・運営事業

保健センターでは、多種多様な事業が実施されているため、保健センターの運営自体を評価することは困難です。保健センターで実施している各事業（健康相談、育児相談、高齢者運動教室等）の単位での評価が必要と考えます。

(12) ジミーカーターシビックセンター（プラネタリウム事業）

どのような客層を対象としているのか明確にしたうえで事業・営業を展開する必要があります。また、利用者（顧客）の満足度をきちんと把握するための取り組みが必要であり、利用者満足度の向上を本施設の目的とするべきです。

県内でも希少な施設であることは理解できますが、一方で、プラネタリウム事業の厳しい現状を認識し、ソフトの充実によるリピーター・新規顧客の確保に努める必要があります。

4 行政評価制度について

三次市の行政評価制度「The 行政チェック」の評価と改善方策は次のとおりです。

(1) 1次評価について

活動指標・成果指標等の未記入や政策手段の自己目的化したもの（目的がいまいちなもの）などが目立ちます。自己評価（1次評価）にあたっての職員研修をきちんと行うことは言うまでもありませんが、個々の事務事業について、

担当者がきちんと事業目的や現場を理解しているか、組織内での再確認が必要です。各事務事業における大局的な考え方・方向性（マニフェスト・新市まちづくり計画など）をトップから現場・担当職員までが共有し、日常業務に従事することが必要です。

(2) 2次評価について

2次評価が定性的過ぎてわかりにくいので、改善方策の一例として、1次評価終了時点で公表するなどの改善が必要です（公表することにより、市民の意見をいただき、2次評価に反映する）。

(3) 外部評価について

当市民会議は事業要望の場ではなく評価をする場です。一定の評価基準をもって市民会議で客観的な評価を行います。なお、本年度は、市民会議の意見を取りまとめて提言します。また、17年度以降は現地踏査なども踏まえた、より多様な手法での評価を行います。

(4) 行政評価制度全体について

- ★ 評価事業を一覧表にまとめたことには一定の評価ができますが、個別事務事業の目的を明確にするためには、新市まちづくり計画などに照らし合わせて、政策・施策・事務事業の体系でツリー状に整理する方が効果的です。また、当市民会議が個別事務事業を単発で選定して評価をすると、単に2次評価を追認するだけになる恐れがあるので、事務事業の上位目的である政策・施策との関連がわかるような形で整理するべきです。
- ★ 三次市が行政評価実施の第一義として何を目的とするのか明確にする必要があります。「職員の意識改革」「予算への反映」「説明責任」等を掲げていますが、結果として「あれもこれも」になり、どれも中途半端になっています。行政評価の目的を絞り、それに応じた推進手法をとるべきです。
- ★ 今年度は主要事業を中心に評価しましたが、職員の窓口対応などの日常業務の評価についても実施する必要があります。

- ★ 行政改革と行政評価はセットのものであり、複数の委員会をバラバラにやっても意味がありません。行革部署以外の仕事を増やすだけとなるので、現場の職員にとって身のあるやり方を検討するべきです。
- ★ 行政評価を次年度予算に反映させるとはいいながら、止められる事業、止められない事業があります。今回の市民会議の意見は、行政に対しては「業務改善」として活用されたいし、住民に対しては「行政にお任せで良いのですか？」という問題提起となることを願います。

以上